

支障事例を踏まえた主な改革の方向

平成19年10月3日

全 国 市 長 会

1. 本会では、「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」（対象：地方分権改革検討会議委員市区長124名）を地方分権改革推進委員会に本年6月提出している。なお、同調査は、象徴的な支障事例について調査したものであり、支障事例すべてを網羅的に示したものではない。
2. 今回の「支障事例を踏まえた主な改革の方向」は、この支障事例先行調査結果を概括的にまとめ、特にその代表的な事例について、改革の方法や改革の効果等を付記して取りまとめたものである。

この場合、すべての都市への権限移譲等が基本となるものであるが、事務事業により都市規模や能力等に応じた移譲等もあり、この点については未整理である。
3. なお、権限移譲等を円滑に行うためには、十分な税財政措置等が前提とならなければならない。

目次

I 福祉分野

1. 老人福祉等関係

- (1) 地域包括支援センターの設置基準等の枠組化 [自治事務] 1
- (2) 地域支援事業の実施内容の義務付け等の廃止 [自治事務] 1
- (3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可権限の移譲 [自治事務] 2

2. 児童福祉関係

- (1) 幼稚園と保育所の一元化 [自治事務] 2
- (2) 保育所設備の最低基準の枠組化 [自治事務] 4
- (3) 児童福祉施設設置の認可権限の移譲 [自治事務] 4
- (4) 要保護児童対策に係る権限の移譲 [自治事務] 5
- (5) 放課後子どもプラン推進事業の国における体制の一元化、補助金の廃止
[自治事務] 5
- (6) 児童福祉に関する交付金の廃止 [自治事務] 6

3. 障害者福祉関係

- (1) 身体障害者手帳の交付等事務の移譲 [自治事務] 6
- (2) 障害者自立支援医療事務の統一 [法定受託事務] 7
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等権限の一元化 [自治事務] 8
- (4) 福祉関係施設の役務提供の随意契約の自由化 [自治事務] 8

4. 社会保険・生活保護関係

- (1) 医療保険制度の一本化 [自治事務] 9
- (2) 国民健康保険特別調整交付金・都道府県調整交付金の廃止等 [自治事務] 10
- (3) 生活保護の全額国庫負担化 [法定受託事務] 11

5. その他

- (1) 民生委員・児童委員の委嘱権限の移譲 [自治事務] 11
- (2) 福祉事務所必置規制の撤廃 [自治事務] 12
- (3) 保健所設置要件の緩和 [法定受託事務] 12
- (4) 病院の開設・変更等の許可権限の移譲 [自治事務] 12
- (5) 福祉施設整備等に係る国・都道府県補助金の廃止 [自治事務] 13

II 環境分野

1. 環境保全等関係

- (1) 調和のとれた一体性のある地域整備のための権限の移譲 [自治事務] 14
- (2) 環境影響評価法に基づく主務大臣及び事業者等への意見提出権限の付与
[法定受託事務] 14
- (3) 旅館業等に係る衛生措置の基準制定権限の移譲 [自治事務] 15

2. 廃棄物対策等関係

- (1) 循環型社会形成推進交付金の廃止 [自治事務] 16
- (2) 市設置納骨堂等の設置・廃止許可権限の移譲 [自治事務] 16

III 産業分野

1. 農林水産業関係

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の都道府県同意の廃止 [自治事務] . 18
- (2) 農業委員会の選挙区の設定要件の緩和 [自治事務] 18
- (3) 産業振興に係る補助金の廃止 [自治事務] 19

2. その他

- (1) 都道府県による中小企業融資制度資金における市保証料負担の廃止
[自治事務] 19
- (2) 砂利採取の許認可権限の移譲 20

IV まちづくり分野

1. 土地利用関係

- (1) 都市計画決定権限の包括的移譲 [自治事務] 21
- (2) 農地転用許可権限の市への移譲・自治事務化 [法定受託事務（一部自治事務）] . 23
- (3) 農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等 [自治事務] 25
- (4) 担い手の離農跡地整理に係る新規開田規制の緩和 [自治事務] 27

2. 社会資本整備等関係

- (1) 国・都道府県道の管理権限の市への移譲 [法定受託事務] 27
- (2) 道路改良事業における交差点等整備基準の弾力化 [自治事務] 28
- (3) 河川管理権限の市への移譲・財源措置 [法定受託事務] 29
- (4) 水道事業にかかる国の許認可の廃止 [自治事務] 29
- (5) 公営住宅の入居資格要件の枠組化 [自治事務] 30

3. その他

- (1) 自家用有償旅客運送における運行管理に関する義務付けの廃止 [自治事務] . . . 30

V 教育分野

1. 義務教育関係

- (1) 県費負担教職員の人事権等の市への移譲 [自治事務] 32
- (2) 義務教育諸学校の学級編制に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲
[自治事務] 34

2. その他

- (1) 教育委員会の必置規制の廃止 [自治事務] 35
- (2) 青少年指導員の都道府県の委嘱権限の廃止 [自治事務] 36
- (3) 高等学校の進学区域の廃止 [自治事務] 37
- (4) 教育等に係る国庫補助金・交付金制度の廃止 37

VI その他

- (1) 国の地方支分部局等の整理 39
- (2) 自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与 [自治事務] 39
- (3) 公営企業管理者権限の副市長への委任等の可能化 [自治事務] 40
- (4) 独居老人等の死亡届出資格者の範囲拡大 [法定受託事務] 40
- (5) 外国人の身分関係等に係る実態調査権限の付与等 [法定受託事務] 41
- (6) 知事に対する条例の制定・改廃等の報告・届出の廃止 [自治事務] 42
- (7) 国、都道府県の調査の一本化等 42
- (8) 国庫補助金を受けて整備した施設の財産処分の要件緩和 [自治事務] 43

(9) 協調補助制度の廃止 [自治事務]	44
(10) 国からの交付金の市への直接交付の実施等 [自治事務]	45
(11) 国の交付金の使途制限等の廃止 [自治事務]	45
(12) 公営企業借換債の要件の緩和 [自治事務]	46
(13) 法定外税の新設等に係る総務大臣協議等の廃止 [自治事務]	47

分類表	48
------------	----

I 福祉分野

1. 老人福祉等関係

(1) 地域包括支援センターの設置基準等の枠組化 [自治事務]

① 改革の方法

地域包括支援センターの設置基準、職員配置基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。

② 改革の理由

介護保険制度改正により、地域包括支援センターを設置することとなったが、施行規則で、高齢者6、000人ごとに保健師1人、社会福祉士1人、主任介護専門員1人をそれぞれ置くこととされるなど、設置基準、専門職の配置基準について詳細な基準が示されている。

このことにより、①例えば高齢者数が7、000人であったとしても、12、000人の場合と同数の職員を基本として配置しなければならない、②実務経験豊かな者であれば十分対応できる場合であっても、厚生労働省による基準を満たさなければならないなどの支障が生じている。

地域包括支援センターの設置基準等の枠組化が図られれば、地域のニーズに応じた柔軟な対応が可能となり、より効率的で実態に即した地域包括支援センターでのサービスが実施できるようになるとともに、職員の効率的な配置が可能となる。

③ 関係法令等

介護保険法第115条の38、115条の39

介護保険法施行規則第140条の52第1項第2号

④ 支障事例番号

7、8

(2) 地域支援事業の実施内容の義務付け等の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

特定高齢者の把握及び介護予防事業の実施における事業内容の義務付け・枠付けを廃止するとともに、地域支援事業の財源の上限とされている介護給付費の3%の範囲内で、市町村の判断に任せ自由な事業展開を可能にする。

② 改革の理由

地域支援事業の創設により、在宅福祉事業補助金が廃止され、補助金事業から交付金事業となったが、使用項目の制限が多く、交付金となったにもかかわらず市町村の予算執行上制限が多く、それぞれの地域の実情に合わせての事業展開に支障を来している。

さらに、特定高齢者の把握にあたって、国が詳細な把握のプロセスを決定しており、実際に対象者の把握を行う市町村では、対象者の把握が極めて困難な状況となっている。

これらのように、地域支援事業における介護予防事業を運営する上で、事業内容や財政規模に対する制限や対象者、特に特定高齢者の決定権において自治体の裁量権が小さいため、地域の実情・実態に即した効率的・効果的な運営ができない。

地域支援事業の実施内容や対象者把握の方法を市に任せるとなれば、地域の特性に合った事業展開が可能となり、介護予防事業の量及び質を向上させることができるとともに、効率的な運営を行えるようになる。

③ 関係法令等

介護保険法第115条の38

④ 支障事例番号

82、259、260、261

(3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可権限の移譲 [自治事務]

① 改革の方法

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可権限を市に移譲する。

② 改革の理由

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可は、都道府県の事務とされているが、都道府県では認可にあたり、市町村老人福祉計画の整備目標に合致しているか否かの市の判断に基づいて行っているため、都道府県の認可事務とする必要性はない。

市に認可権限が移譲されれば、迅速な対応を行うことができるようになる。

③ 関係法令等

老人福祉法第15条、第15条の2、第16条、第18条、第19条、第34条
老人福祉法施行令第7条、

地方自治法施行令第174条の31の2、第174条の49の10

④ 支障事例番号

237

2. 児童福祉関係

(1) 幼稚園と保育所の一元化 [自治事務]

① 改革の方法

幼稚園と保育所を一元化し、就学前児童への教育（保育）の均一化を図る。

また、「認定こども園」における施設設置や職員配置等の基準や運営費等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した

標準的制度として構築するとともに、基準を最低基準とするのではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。

② 改革の理由

「子どもは皆同じである」という考えのもと、保育カリキュラムの統一や人事交流など、既存の法制度の範囲内で保育所と幼稚園の一体的な運用を進めてきたが、根拠法令や所管省庁が異なるなど、既存の枠組みの中では柔軟な対応ができない状況となっている。

また、「認定こども園」は、従来の保育所及び幼稚園認可を前提とし、一定の条件を満たす施設について認定を行うものとなっているため、例えば既存の保育所施設内に幼稚園を移転し、認可を受け、幼保連携型の認定こども園の認定を受けようとする場合、保育所の面積の一部の財産処分の承認申請や、公立幼稚園設置認可申請を行う必要がある。

さらに、「認定こども園」では3歳児以上については幼稚園児と保育所児童の合同保育が前提とされているが、幼稚園と保育所では保育時間や保育料に違いがあり、また、会計処理についても、幼稚園は学校法人会計、保育所は社会福祉法人会計で処理しなければならないなど、事業を推進するうえで不合理な事態が生じている。

幼保一元化が図られれば、就学前児童の保育・教育の統一が図られ、保護者や児童に対して平等な対応を取ることができるようになるとともに、二重の設備基準や二重の手続の解消が図られ、効率的な運営を行うことができる。

[支障となる保育所と幼稚園の相違点の例]

- 児童の入園要件
- 職員の資格、免許及び職員配置基準（クラス編成）
- 保育内容の基準や保育時間、保育の実施日
- 施設設置基準
- 私立に対する運営費補助の仕組

③ 関係法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

児童福祉法

学校教育法

幼稚園設置基準

幼稚園教育要領

児童福祉施設最低基準

保育所保育指針

④ 支障事例番号

11、12、13、104、118、219

(2) 保育所設備の最低基準の枠組化 [自治事務]

① 改革の方法

保育所設備基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。

② 改革の理由

保育所設置基準により、ひとつひとつの保育所に調理室を設置することが義務付けられており、保育所運営費の高騰等を招いている。また、構造改革特区において、給食の外部搬入方式が認められたが、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有することが必要であるとされ、センター方式による外部搬入方式の導入にあたっての阻害要因となっている。

保育所設備最低基準の枠組化が行われれば、地域の実情に応じた効率的な運営が図られるようになる。

③ 関係法令等

児童福祉施設最低基準第32条第1項第1号、第32条第8項第2号、第33条第1項

保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日 児発第86号厚生省児童家庭局長通知）

構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について（平成16年3月29日 雇児発第0329002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

④ 支障事例番号

10

(3) 児童福祉施設設置の認可権限の移譲 [自治事務]

① 改革の方法

国、都道府県及び市町村以外の者が児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所等）を設置する場合の認可権限を市に移譲する。

② 改革の理由

母子生活支援や児童保育等の責務は市町村にあるが、国、都道府県及び市町村以外の者が児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所等）を設置する場合の認可は都道府県知事の権限となっている。

市に認可権限が移譲されれば、より適切な児童福祉行政の展開を図ることが可能となるほか、事務処理の迅速化が図られ、市民サービスの向上を図ることができる。

③ 関係法令等

児童福祉法第35条第4項、第7項、第46条、第58条、第59条
児童福祉法施行令第36条

地方自治法施行令第174条の26、第174条の49の2

④ 支障事例番号

59、154

(4) 要保護児童対策に係る権限の移譲 [自治事務]

① 改革の方法

児童相談所の設置、もしくは家庭への立入り調査を行う権限等の児童相談所の権能の一部を市に移譲する。

② 改革の理由

要保護児童対策において、児童虐待の相談に対し、一義的な対応を市区町村が担っているものの、虐待への対応は児童相談所に権限と責任が集中している。中核市は児童相談所の設置主体となったが、一般市においても、虐待の緊急度・危険度の判定、総合的・継続的な援助とケアを実施する必要がある。

市に権限が移譲されれば、要保護児童の早期発見、早期対応が可能となる。

③ 関係法令等

児童虐待の防止等に関する法律第9条

児童福祉法第29条、第59条の4

④ 支障事例番号

155

(5) 放課後子どもプラン推進事業の国における体制の一元化、補助金の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

放課後子どもプラン推進事業の国における所管部署を統一し、一体的で整合の取れた制度とする。

また、必要な財源を市に移譲した上で補助制度を廃止する。

② 改革の理由

放課後子どもプラン推進事業は、文部科学・厚生労働両省の事業で構成され、保護者負担金や運営経費に差異があり混乱が生じている。

また、「放課後児童健全育成事業」の基準開設日数250日の設定など、市町村の規模や実情を考慮せず、一律に補助金の交付要綱が規定されているため、効率的な運営が阻害されているとともに、補助金等の要綱が実施主体である市町村へ示されるのが遅いため、年度当初から取組むことを困難にさせている。

国の所管部署の一元化が図られ、必要な財源が移譲された上で補助金が廃止されれば、煩雑な事務が解消されるとともに、必要なサービスの迅速な提供を行うことができる。

- ③ 関係法令等
放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱
放課後子どもプラン推進事業実施要綱
- ④ 支障事例番号
263、264、265

(6) 児童福祉に関する交付金の廃止 [自治事務]

- ① 改革の方法
児童福祉に係る必要な財源を市に移譲した上で、交付金を廃止する。
- ② 改革の理由
次世代育成支援対策施設整備交付金は、補助金から交付金に見直しがなされたものの、①整備する施設の箇所付けを行った上での申請、②交付決定における個別協議案件ごとの金額確定といった補助金と同様の取り扱いとなっており、交付金になっても自由度が高まっていない。また、単年度で完了するような施設整備についても、実態として2ヵ年事業とせざるを得ないような制度運用が行われ、効率的な事業執行の支障となっている。
必要な財源が移譲された上で補助金が廃止されれば、自治体による地域のニーズに合った適切で無駄のない事業実施が可能となる。
- ③ 関係法令等
次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令
次世代育成支援対策交付金交付要綱
次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱
地域子育て支援拠点事業実施要綱
- ④ 支障事例番号
267、268、326

3. 障害者福祉関係

(1) 身体障害者手帳の交付等事務の移譲 [自治事務]

- ① 改革の方法
身体障害者手帳の交付に係る事務・権限を、一括して市に移譲する。
- ② 改革の理由
身体障害者手帳の交付等に関する事務については、市と都道府県で申請と審査、決定の権限が分割されており、迅速な処理が阻害され、市民サービスの低下につながっている。
また、市民生活に密接した福祉関係事務は、市に移譲することが適切であることか

ら、都道府県に権限移譲を要求したが、システム導入及びオンライン化を行う財源確保は困難であるとして、難色を示している。

交付事務が市に移譲されれば、身体障害者手帳交付申請者に対する迅速な対応ができるとともに、権限が一元化され、責任の所在の明確化を図ることができる。

③ 関係法令等

身体障害者福祉法第15条、第16条、第43条の2

身体障害者福祉法施行令第4条、第11条

地方自治法施行令第174条の28、第174条の49の4

④ 支障事例番号

119、177

(2) 障害者自立支援医療事務の統一〔法定受託事務〕

① 改革の方法

障害者に対する自立支援医療の申請窓口と受給者証の交付を市に一本化するなど、事務の流れを統一する。

② 改革の理由

障害者自立支援法の成立に伴い、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療は「自立支援医療」として実施されているが、申請受付から受給者証交付までの流れが医療の種類によって異なっている。

また、育成医療のみ都道府県及び保健所を設置している市で申請受付がされているため、市では受給者の情報を把握できていない状況にある。育成医療は18歳に達すると更生医療に切り替わるため、市での予算付けが必要であるが、現状では正確な予算の見積りが困難となっている。

各医療の事務の流れが統一されれば、申請者にもっとも身近である市窓口での手続きが可能となり、分かりやすさ等の利便の向上が図られるとともに、事務執行の円滑化が図られる。

[各医療の事務の流れ（〇〇県における現状）]

○更生医療：市で受付（県に判定依頼）→県で判定→判定に基づき、市で支給認定・受給者証交付

○精神医療：市で受付（県に進達）→県で支給認定（受給者証交付）→市を経由して受給者証交付

○育成医療：県で受付・支給認定・受給者証交付

③ 関係法令等

障害者自立支援法第53条、第58条、第106条

障害者自立支援法施行令第28条、第51条

地方自治法施行令第174条の32、第174条の49の12

④ 支障事例番号

176

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等権限の一元化〔自治事務〕

① 改革の方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等の権限を、市に一元化する。

② 改革の理由

精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等に対する相談、指導は、都道府県及び保健所を設置している市が行うこととされているが、保健所を置かない市も、精神保健及び精神障害者の福祉に関し精神障害者及びその家族等に対する相談、指導を行うこととされており、一部非効率な面が見られる。

相談指導等の権限が市に一元化されれば、より身近な市において継続的な相談が受けられるようになる。

③ 関係法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条

④ 支障事例番号

238

(4) 福祉関係施設の役務提供の随意契約の自由化〔自治事務〕

① 改革の方法

福祉関係施設による役務の提供についても随意契約が可能となるよう、随意契約に係る国の制限の規定を見直す。

② 改革の理由

厚生労働省の通知（「地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について」16.11.11 障害福祉課長・精神保健福祉課長）では、「現行法令の範囲内で、各自治体の判断により、授産施設等における役務の提供も随意契約の対象とされることが望ましいものであること。」としているが、地方自治法施行令においては、随意契約を締結できる場合として、福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約はできることとなっているが、役務の提供に関してはできないこととなっている。障害者自立支援法の施行に伴い、授産施設等の利用者は工賃が低い上に授産施設利用に係る負担増を理由に利用控えも懸念され、工賃の増額に向けての対策と障害者の社会参加が強く求められている。

随意契約が可能となれば、障害者等の社会参加の機会を拡大することができることにも、障害者の所得向上にも資することができる。

③ 関係法令等

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

④ 支障事例番号

14

4. 社会保険・生活保護関係

(1) 医療保険制度の一本化 [自治事務]

① 改革の方法

国民健康保険を他の健康保険と一本化し、国または都道府県が保険者となる。

② 改革の理由

国民健康保険による給付は、全国一律のものとなっているが、その財源については、国・都道府県の負担金と加入者の保険料(税)で賄うものとされているが、国保加入者のうち、約半数が無職、約25%が無所得となっており、その他の加入者に過重な負担を強いている。様々な収納対策を実施しても保険料(税)の未納が発生し、市の一般会計から多額の繰り入れを行わなければならない状況となっている。

また、保険者を市町村としているにも関わらず、①一部負担金割合を引下げ、②保険料(税)の率の決定、③出産育児一時金等その他の保険給付の種類及び内容の決定に際しては、都道府県知事との協議が義務付けられており、市町村がそれぞれの特殊性を考慮して事業運営にあたることを阻害している。

さらに、財政面においても、以下の負担金、交付金の減額が一方的になされている。

- 市の判断により就学前児童の医療費無料化や、乳幼児や母子家庭、一人暮らし老人、心身障害者に対する医療費の一部負担軽減措置等を実施したところ、療養給付費等負担金及び財政調整交付金が削減された。
- 自治体によって、被保険者の保険料(税)負担能力に格差があることから、定率の国庫負担金のみでは解消されない市町村間の財源不均衡を調整する目的で、調整交付金制度が設けられているにも関わらず、確保すべき収入を確保しなかった場合には交付金が減額される仕組みとなっている。
- 平成20年度から、新たに市町村国民健康保険等の保険者に生活習慣病に着目した「特定健診」「特定保健指導」が義務化されるが、費用負担の3分の1は保険料(税)を財源とすることになっており、国保加入者にさらなる負担を強いるもので、国民健康保険事業運営の悪化の要因になると考える。

また、受診率及び保健指導に係る目標値の達成度合いに応じて、当該事業と異なる後期高齢者支援金の加算・減算を行うとされ、国・都道府県が事業に関与する形となっている。

国民健康保険は国民皆保険制度を維持していくうえでセーフティネットとして位置づけられている制度であり、また、地域間の不均衡を抑止する観点からも、国もしくは都道府県が保険者となり、他の健康保険制度との一本化を図るなどの改正がなされ

れば、市町村間の運営基盤の不均衡是正や年度間の財政リスクの軽減などにつながり、国民健康保険運営の安定化が促進される。

③ 関係法令等

国民健康保険法第12条、第70条、第72条等

国民健康保険法施行令第6条

④ 支障事例番号

20、61、274、276、277、279、280、281、332

(2) 国民健康保険特別調整交付金・都道府県調整交付金の廃止等 [自治事務]

① 改革の方法

国民健康保険特別調整交付金・都道府県調整交付金を廃止し、各市町村に平等に分配するか、国保税率の高い市町村により多く交付するなどの公平化を図る。

② 改革の理由

すべての市町村にとって、国保事業は死活的といつてよい大きな問題であり、その運営に全力を挙げているところである。

しかしながら、国の特別調整交付金（経営姿勢良好分）は、厚生労働省による点数付けにおいて、①努力して単年度で黒字になっている市町村でも、以前の赤字で基金がなくなり、繰上充用を行っている市町村は-20点、基金が残っている市町村は+20点、②収納率は、一般被保険者人口が10万人以上の市は92%以上であれば+20点、10万人未満の市町村は98%以上でないと、少しでも前年度より下がると-10点とされ、経営が苦しい保険者ほど交付額が下がる、若しくは交付しないという、不合理な制度となっている。

また、都道府県調整交付金の保険者への交付については、都道府県が独自の基準により行っており、各市町村の国保関係以外も含むあらゆる健康施策について点数表を設けて、交付額をコントロールしているなど、都道府県の強い関与がある。

特別調整交付金・都道府県調整交付金が廃止または公平化されれば、市町村の財政圧迫の要因の一つがなくなり、財政難の解消に資するとともに、国民健康保険運営の安定化が促進される。

③ 関係法令等

国民健康保険法

都道府県調整交付金配分ガイドライン

〇〇県支援交付金の評価基準

④ 支障事例番号

278、333

(3) 生活保護の全額国庫負担化 [法定受託事務]

① 改革の方法

生活保護に要する経費は、人件費も含め国の全額負担とする。

② 改革の理由

生活保護は、憲法第二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定に基づき、本来国が実施すべきものであることが生活保護法第1条に明記されている。

市町村は国からの法定受託事務として生活保護に関する事務を実施しているものであるが、法律により、市町村に財政負担が強いられている。

生活保護に関する責任の明確化を図ることが必要である。

③ 関係法令等

生活保護法第1条、第75条

生活保護法施行令第10条

④ 支障事例番号

22、23、284

5. その他

(1) 民生委員・児童委員の委嘱権限の移譲 [自治事務]

① 改革の方法

民生委員・児童委員については、市長に委嘱権限を移譲するとともに、その選考方法についても市町村に任せる。

② 改革の理由

民生委員・児童委員に欠員が生じた場合、市町村の民生委員推薦会において候補者が内定しているにもかかわらず、推薦進達から委嘱状伝達までに数か月を要するため、民生委員・児童委員が長期間不在となり、地域住民が福祉サービスを受けるうえで支障が生じている。

また、民生委員の選定に関して、中核市に社会福祉審議会の設置義務が課され、民生委員審査専門分科会が設置されている。同時に民生委員推薦会も設置が義務付けられていることから、業務が重複している。

委嘱権限を移譲するとともに、選考方法を市に任せれば、民生委員・児童委員の不在期間を最小限にとどめることができ、地域住民に対する福祉サービスが継続的に実施できるようになるとともに、行政の効率化を図ることができる。

③ 関係法令等

民生委員法第5条、第8条

社会福祉法第7条

④ 支障事例番号

5、6、57、150、151、152

(2) 福祉事務所必置規制の撤廃〔自治事務〕

① 改革の方法

福祉事務所の必置規制を撤廃し、市町村事務として一元化を図る。

② 改革の理由

現在、都道府県及び市は、福祉事務所を設置しなければならないこととなっているが、特に、介護保険法の大幅な改正により、高齢者施策等において、福祉事務所を設置して行う必要性が減少している。

福祉事務所を介さず行うことができるようになれば、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、母子福祉、生活保護などの各分野において、一体的な施策の遂行が可能となるとともに、効率的、効果的な行政運営を図ることができるようになる。

③ 関係法令等

社会福祉法第14条

④ 支障事例番号

1

(3) 保健所設置要件の緩和〔法定受託事務〕

① 改革の方法

保健所設置要件を緩和し、希望する市が保健所を設置できるようにする。

② 改革の理由

住民の保健・福祉の向上のため、保健所設置の要請を行っているが、人口要件等がクリアされず、許可されない。

住民にもっとも身近で地域の実情に精通している市において保健所が設置されれば、住民保健・福祉の向上を図ることができる。

③ 関係法令等

地域保健法第5条

地域保健法施行令第1条

④ 支障事例番号

25

(4) 病院の開設・変更等の許可権限の移譲〔自治事務〕

① 改革の方法

病院の開設・変更等の許可権限を、保健所設置市に移譲する。

② 改革の理由

病院の開設・変更等の許可権限は都道府県が有しているが、医療法に基づく立入検査は保健所を設置している市が行っている。本来、指導と設置許可権限はセットであるべきものである。

設置許可主体が指導を行うことができるようになれば、適正な指導が行えるとともに、責任の所在の明確化が図られる。

③ 関係法令等

医療法第7条、第25条

④ 支障事例番号

243

(5) 福祉施設整備等に係る国・都道府県補助金の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

国・都道府県から市に財源移譲を行った上で補助金を廃止する。

② 改革の理由

障害者施設と高齢者施設を同一場所で複合的に設置しようとする場合、障害者施設整備については国庫補助制度、高齢者施設整備については都道府県補助制度を活用しようとしても、両補助制度の協議期間が一年以上異なることから、現実的には両補助制度の活用は非常に困難である。

必要な財源が移譲された上で補助金が廃止されれば、住民ニーズを踏まえた合築が可能となり、用地取得や施設整備等に必要な経費の節減を図ることができるようになる。

③ 関係法令等

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱

④ 支障事例番号

325

II 環境分野

1. 環境保全等関係

(1) 調和のとれた一体性のある地域整備のための権限の移譲 [自治事務]

① 改革の方法

土地利用に係る国や都道府県の権限を市に移譲する。

② 改革の理由

市総合計画に基づき、地域の自然を生かしたふるさとづくりを進めようとする場合などには、国土利用計画法によって土地利用基本計画の策定、規制区域の指定、土地の権利移転の許可が、また、森林法によって地域森林計画の策定、開発行為の許可が、都道府県知事の権限とされていたり、あるいは計画の策定等にあたり知事の同意が必要とされている。各地域特性による市域の調和と一体的な整備は、市町村にしか担うことはできないものであり、こうした事案に対する都道府県知事の権限の移譲等が必要である。

また、文化財、伝統的建造物群の保存整備などについては、教育委員会の事務として規定されているが、観光振興や町並み景観と密接に結びつくものであるため、一体性の確保の観点から、教育委員会からの補助執行として、市長部局が事務を行っているが、今後も、市長のトップマネジメントの充実と、事務の一体的な推進を図っていく観点から、市長部局での事務執行が可能となる法改正が必要である。

国や都道府県の権限が移譲等されれば、調和のとれた市域の整備や自然環境の適切な保全が図られるとともに、統一のとれた地域文化の振興等を行うことができる。

③ 関係法令等

国土利用計画法

森林法

山村振興法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条、第23条

博物館法

文化財保護法

④ 支障事例番号

26、63

(2) 環境影響評価法に基づく主務大臣及び事業者等への意見提出権限の付与 [法定受託事務]

① 改革の方法

環境影響評価法に規定されている主務大臣、事業者等への意見提出権限を、事業が

市域内に限られる場合において、市長に都道府県知事と同様に付与する。

② 改革の理由

環境影響評価法では、法対象事業に係る環境影響評価方法書・準備書についての環境の保全の見地からの意見は道府県知事が述べることとなっている。市長は、環境影響評価方法書・準備書についての意見を知事に述べることはできるが、事業の実施が本市域内に限られる場合であっても直接事業者に意見を述べることはできない規定となっている。

市長が事業者に直接意見を述べるのが可能になれば、市長によるきめの細かい対応を行うことができ、住民の安心で安全な生活を確保するうえで望ましく、市民生活における生活環境の悪化を防ぐことができる。

③ 関係法令等

環境影響評価法第10条、第20条

④ 支障事例番号

180

(3) 旅館業等に係る衛生措置の基準制定権限の移譲〔自治事務〕

① 改革の方法

旅館業等に係る衛生に必要な措置の基準の制定権限を保健所設置市に移譲する。

② 改革の理由

旅館業経営の許可は保健所を設置している市や特別区長にあるが、「衛生に必要な措置」（換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置）を定める衛生措置基準の制定権限は都道府県に留保されている。これは、当該衛生措置基準については、全国一律では不適切だが、都道府県レベルで制定すれば十分との考え方に基づくものと思われるが、このため、市区独自の基準による規制や緩和を行うことができない。

保健所設置市区において基準を制定できるようになれば、市区の実情に合った基準を制定し、地域に根ざしたよりきめ細やかな業態指導が可能となる。

また、他の生活衛生関係営業である理容、美容、クリーニング、興行場、公衆浴場においても、同様の改善を図ることが必要である。

③ 関係法令等

旅館業法第4条第2項等

④ 支障事例番号

158

2. 廃棄物対策等関係

(1) 循環型社会形成推進交付金の廃止〔自治事務〕

① 改革の方法

循環型社会形成推進交付金（「浄化槽整備事業」に係るものを除く。）を、市に財源移譲を行った上で廃止する。

② 改革の理由

循環型社会形成推進交付金の交付の前提として、循環型社会形成推進地域計画の策定が義務付けられ、この地域計画は3R推進のために市が作成する必要がある。

同地域計画（「浄化槽整備事業」に係るものを除く。）では、はじめに環境省の出先機関、都道府県、及び市の三者で構成される協議会で検討し、必要な場合は変更する等した後、本省に正式に示されることとなる。

また、協議会で議論する前に、都道府県との事前協議が行われる場合もあり、市は、事前協議、協議会における検討及び本省への正式な提出の場面と、地域計画への関与を複数回受けることになっている。

必要な財源が確保されたうえで、交付金が廃止されれば、地方の主体性を尊重した循環型社会形成が可能となる。

③ 関係法令等

循環型社会形成推進交付金交付要綱

④ 支障事例番号

285

(2) 市設置納骨堂等の設置・廃止許可権限の移譲〔自治事務〕

① 改革の方法

市が経営する墓地、納骨堂及び火葬場の設置・廃止許可を、すでに許可権限を有している市長に移譲する。

② 改革の理由

都道府県の事務処理の特例に関する条例により、墓地等の新設の許可権限は市町村に移譲されているが、市町村等が墓地を経営する場合の許可（廃止を含む）については、中核市等を除いて都道府県知事権限となっている。

市が経営する納骨堂の廃止許可申請について、納骨堂管理組合への許可はこれまでも例があるにもかかわらず、都道府県は「市の直営が最も安定した状態」との理由で、事実上管理している納骨堂管理組合に市長が新たに許可を与えることを前提とした廃止許可を行わない方針としている。

権限が市に移譲されれば、市の判断による行政組織の効率化や実態にあった対応を図ることができる。

③ 関係法令等

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項

④ 支障事例番号

64

Ⅲ 産業分野

1. 農林水産業関係

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の都道府県同意の廃止〔自治事務〕

① 改革の方法

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更にあたっては、都道府県との協議及びその同意を廃止し、報告又は届出とする。

② 改革の理由

基本構想を定め又はこれを変更する場合は、都道府県知事に協議し、同意を得なければならないこととなっている。

遊休農地等の把握に相当の時間を要するため、平成17年度に所得目標の改定等を行い、平成18年度に遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を追加する予定で作業を進めており、これを都道府県は当初合意していたものの、17年度末には、同時に見直しを行うよう指導をしてきた。このため現場では作業に混乱をきたし、18年7月に見直しの合意を得ることとなった。

例えば、農外企業が基本構想に定める要活用農地以外の遊休農地に農業参入の意向を示し、地権者や周辺農地との調整において支障がない場合、自治体としては速やかに基本構想の変更を行い、企業参入により、遊休農地の解消や新たな雇用の創出を現実にしたい。しかし、従来のシステムでは事前の協議から始まって、最終的な合意を得るまでに相当な時間を要し、このことが企業の農業参入を妨げる要因にもなっている。

担い手対策等市独自の施策や市ごとに大きく事情が異なる所得目標や遊休農地等については、地域の実情を理解している市の裁量に任せれば、より実態に即した迅速な対応を図ることができる。

③ 関係法令等

農業経営基盤強化促進法第6条第6項

④ 支障事例番号

121

(2) 農業委員会の選挙区の設定要件の緩和〔自治事務〕

① 改革の方法

農業委員会に二以上の選挙区を設ける場合において、市町村長が特に必要があると認めるときは、政令で定める基準によらずに選挙区を設けることができることとする。

② 改革の理由

現在、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行令において、

市町村の農業委員会に二以上の選挙区を設ける場合の基準が定められているが、これに従って選挙区を設定する場合、複数の離島について一人の農業委員が担当するケースが生じることとなり、農地流動化促進施策の推進等の面で多大な不便が生じることが見込まれる。

市町村長の判断により、各離島ごとに選挙区を設けることができれば、各地域の実情に沿った指導等を行うことができ、きめ細やかな農業振興策を展開することが可能となる。

③ 関係法令等

農業委員会等に関する法律第10条の2第2項、
農業委員会等に関する法律施行令第5条

(3) 産業振興に係る補助金の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

市に財源移譲を行った上で補助金を廃止する。

② 改革の理由

奨励的補助金である産業振興に係る補助金においては、農業情勢が変化したにもかかわらず、依然として「圃場整備事業」など従来型のメニューを中心とした産業政策を行っている。「圃場整備」などは、地域営農体制状況、営農規模状況、水系や地形などに応じて実施すべきであり、地域の実情に応じた対応が必要である。

必要な財源を市に移譲した上で補助金が廃止されれば、地域の特性に応じた対応が可能となる。

③ 関係法令等

土地改良法第5条～第96条

④ 支障事例番号

291

2. その他

(1) 都道府県による中小企業融資制度資金における市保証料負担の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

都道府県の中小企業融資保証料補給金制度の要件から、市の保証料補給を削除する。

② 改革の理由

都道府県の中小企業融資保証料補給金制度において、当該中小企業が保証料の補給を受けるには、当該中小企業の存する市町村が都道府県と同額の負担について同意することが条件となっており、都道府県の制度であるにもかかわらず、都道府県の要綱により市が保証料交付を行うことが前提とされている。

市の保証料交付の要件が廃止されれば、財政状況等によって市が負担できない場合においても都道府県による保証料補給が可能となるとともに、保証料補給制度に係る決定の責任の所在が明確になるほか、役割分担が明確となる。

③ 関係法令等

都道府県中小企業融資保証料補給金交付要綱

④ 支障事例番号

65、120

(2) 砂利採取の許認可権限の移譲

① 改革の方法

砂利採取の許認可権限を市に移譲する。

② 改革の理由

砂利採取の許認可権限は都道府県にあり、実際に影響を受ける市は参考意見のみとなっており、市における漁業振興や環境保全などに大きな影響を与えている。

市に権限が移譲されれば、当該地域住民の意向に基づく環境保全が可能となるとともに、漁業などの地域産業振興に資することができる。

③ 関係法令等

砂利採取法

④ 支障事例番号

67

IV まちづくり分野

1. 土地利用関係

(1) 都市計画決定権限の包括的移譲 [自治事務]

① 改革の方法

都市計画については、そのすべての決定権限を市に移譲するとともに、市決定の都市計画における都道府県等との協議・同意を廃止し、都道府県からの意見聴取、都道府県への報告とする。

また、三大都市圏に係る措置を廃止する。

② 改革の理由

都市計画の決定権限が市町村へと移譲されたが、依然として市町村決定にあつては都道府県知事の同意等が必要とされ、国・都道府県・市町村は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係と変わったとしながらも、実質的には同様の状況が残存している。

市町村の定める都市計画は、市町村都市計画マスタープランに基づき決定されており、同マスタープランは都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画と整合を図って策定していることから、再度都道府県との協議、同意の必要性はない。

また、合併等により、市町村の区域内ですでに広域化しており、市町村の自主・自立性を発揮するためにも権限の移譲が必要である。

具体的には、次のような支障が生じている。

- 長年事業化されずに、近年の社会経済情勢の変化等により必要性が低下し事業化する見込がなくなった都市計画施設において、この計画変更をする時には、都道府県から代替案を求められるなど、現実に計画決定を廃止することができなくなっている。この都市計画施設の区域内では建築制限を行っているが、近年の社会経済環境等と地域の実情に合った計画ではないため地域のまちづくりに支障をきたしている。
- 都市計画区域や一定規模以上の都市施設などの決定権限が市にないため、企業立地やこれに伴う外部からの流入人口の増加による、新たな土地需要や多様な土地利用形態に適切かつ迅速で、きめ細かな対応を図ることができない。
- 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分等に関する都市計画決定は都道府県の権限となっており、地域特性や地域の実情にあつたまちづくり、市民と一体となつたまちづくりの実施が困難となっている。また、これに係る国・都道府県との協議に、概ね1年以上の日数を要し、期間が長いことによる市民からの苦情が多数寄せられている。

- 市の都市計画審議会において用途地域の変更の決定をする場合、都道府県との協議・同意が必要とされており、円滑かつ柔軟な土地利用に支障をきたしている。
- 一般市にある用途地域の指定権限が、三大都市圏では中核市にすぎない。
- 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするとき、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないため、多大な時間と労力を要している。
- 風致地区は、都市の風致の維持を目的としているものであるにもかかわらず、10ha以上の風致地区の都市計画決定及び変更の決定権限が都道府県となっている。また、特別緑地保全地区についても同様である。
- 都市計画における都道府県の関与は「広域的な観点」と「県が定める都市計画との適合の観点」に限定されている。この2つの観点からはずれて、市の定めるべき事項に関する詳細にわたる資料や説明の要求がなされており、さらには法令に根拠をもたない協議書の取り交わしまで求められている。

市にこれらの都市計画決定権限が移譲され、国や都道府県の関与が廃止されれば、全国一律のまちづくりではなく、地域住民の主体的な参画による都市計画が実施できるようになり、地域独自の個性、伝統、文化に基づいたまちづくりが可能となるとともに、都市計画の迅速な決定・変更等が行えることから、地域の振興に資することができる。

③ 関係法令等

都市計画法第5条、第6条の2、第7条、第7条の2、第8条、第11条、第12条、第12条の4、第13条、第15条、第18条、第18条の2、第19条、第19条第3項・第4項、第21条、第23条、第29条、第34条、第87条の2
都市計画法施行令第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第14条の2、第15条、第44条の2

首都圏整備法

中部圏開発整備法

近畿圏整備法

④ 支障事例番号

31、68、69、88、89、90、91、122、123、124、125、
126、127、128、129、130、131、181、182、183、
184、185、186、187、188、189、190、191、192、
193、246

(2) 農地転用許可権限の市への移譲・自治事務化〔法定受託事務（一部自治事務）〕

① 改革の方法

農地転用許可基準を地域の実情に応じた対応が可能となるよう枠組化し、農地転用権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、これに係る国・都道府県との協議、同意を廃止して報告とし、都道府県農業会議への諮問の義務付けも廃止する。

② 改革の理由

農地転用権限は、4 ha 超は国の許可、2 ha 超 4 ha 以下は国への協議が義務付けられた上で都道府県の法定受託事務、2 ha 以下は都道府県の自治事務となっているが、地域性の発揮、土地利用の一貫性の確保など、地域のことは地域で決められるようにするためには、補完性の原理に基づき、土地利用に関する権限は基礎的自治体にゆだねる必要がある。

また、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国・都道府県との協議、同意に多大な時間を要しているなど、迅速な対応が取れないばかりか、市に主体性がないため、地域住民等が求めている土地利用を図れない状況となっている。

さらに、2 ha 以上の転用においては、市農業委員会で審査・決議を行った上で、国・都道府県の両方に協議を行うもしくは同意を得なければならず、二重行政となっている。

現在、事務処理特例制度により、4 ha 以下の農地転用を市に権限移譲している都道府県もあるが、市農業委員会での審査後、県農業会議への諮問が義務付けられているなど、権限移譲を受けても、事務の簡素化、迅速化につながっていない。

具体的には、次のような支障が生じている。

○ 総合発展計画や都市計画マスタープラン等の市の根幹をなす計画の見直しを進めている中で、将来の人口増に向けた住居地域の拡大、企業誘致に向けた工業地域等の拡大について検討課題としている。大都市地域の近郊の J R 沿線にあるという立地条件から民間での住宅開発が進展しており、市街化区域内で開発できる場所が限られてきたことから、市域の農地について見直しを進めているところである。しかし、大規模開発にかかる農地転用等に係る諸手続きについては、国・都道府県との調整・協議に相当の時間がかかっており、迅速な対応ができない状況となっている。

○ 4 ha 以下の農地転用許可の権限が事務処理特例により知事から市長へ移譲されることになっているが、農業委員会の意見決定後、さらに県農業会議へ諮問して意見を聞くことになっており、申請から許可までに相当の時間を要する。

農地転用許可事務は、地域の実情を熟知している農業委員会の判断があれば、敢えて県農業会議の意見を求める必要はなく、また、権限移譲を受けても、申請から許可までの期間短縮ができないのであれば、移譲に対するメリットはなく、市民サービスの向上にも繋がらない。

- 4 ha 超の農地の転用は、農林水産大臣の許可となっており、知事を経由することが義務付けられているが、都道府県と国の見解が異なる場合があり、非効率となっている。
- 農地転用に関する権限は、2 ha 超 4 ha 以下は法定受託事務として都道府県へ事務が移譲されたものの、国への協議が義務付けられている。また、4 ha 超の農地転用については国の許可となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。国土の骨格を形成するような計画を除き、土地利用に関する権限はできるだけ基礎的自治体にゆだねるべきであり、地域の土地利用の一貫性を確保する観点から、転用規模の大小に関わらず市の事務とする必要がある。「多重行政」による責任所在の不明確化を避けるためにも国との協議の義務づけは廃止する必要がある。
- 農地の転用にあたっては、2 ha 超 4 ha 以下は国への協議が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、国の関与の必要性は低い。
- 農地転用の許可事務は、法令に基づく事務であり、市農業委員会と県の判断が相違することは事実上ないにもかかわらず、市農業委員会が申請を受付し、意見書を付して県に送付し知事が許可する仕組みとなっており、事務の迅速化等住民サービスの向上に支障が生じている。
- 2 ha 超 4 ha 以下の農地転用については、知事は当分の間、あらかじめ大臣への協議が義務付けられており、許可までの期間が長期にわたる一因ともなっている。知事の許可も大臣の協議もどちらもその目的は農地の保全であり、市町村にとって二重行政となっている。
- 農地転用等の許可については、市の農業委員会で申請を受理し決議を持って都道府県に進達、さらに都道府県においては農業会議に諮問・決定しており、二重審査となっている。

市に権限が移譲されれば、全国一律の土地利用規制ではなく、地域住民の参画の下での有効な農地保全・農業振興、土地有効利用が可能となり、地域の個性、伝統、文化に基づいたまちづくりが可能となるとともに、二重行政による無駄の廃止、迅速な対応が行えるようになり、地域の振興に資することができる。

③ 関係法令等

農地法第3条、第4条第1項・第3項、第5条

農地法施行令第1条の7

農地法附則第2項第1号・第2号、

④ 支障事例番号

97、98、135、164、165、166、196、197、198、230、
231、249

(3) 農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等〔自治事務〕

① 改革の方法

農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。

また、農業振興地域除外が必要な農地転用許可における二重手続を廃止し、農地転用許可権限を市に移譲した上で、農業振興地域除外を行った土地については農地転用許可に係る手続を省略できるようにする。

② 改革の理由

農業従事者の高齢化や人口減少等に伴い、農地の荒廃や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化など、農業を取り巻く環境には様々な課題が発生していることから、農用地区域内の土地の有効な利活用を促進すべきところであるが、農業振興地域の指定変更等、都道府県との事前協議に多大な時間がかかるなどスムーズな意思決定ができず、さらに都道府県の判断が画一的な農業振興地域設定となっていることから、地域性の発揮や住民参画の下での土地利用が阻害されている。

具体的には、次のような支障が生じている。

- 農業振興地域内における農地転用に関して、一目で荒廃地と認識できる現況においても、法的縛りにより、市町村の裁量でもって、指定・解除できる範囲が限定されている。

よって、自発的・創造的尺度による開発行為等の許可に対し、一部の現況とそぐわなく支障をきたしている事例が見受けられる。

- 産業振興を目指す自治体にとって、新規の企業誘致は大きな課題であるが、企業からの土地要望は、広大な面積を求めるものが多いため、どうしても農業振興地域に場所を求めざるを得ない現状がある。しかし、農業振興地域においては、農用地区域からの除外が必要であり、企業からの要望に迅速に対応できず、企業の進出が損なわれている。
- 農業振興地域整備計画の策定（変更）には都道府県知事と協議が、また、そのうち農用地利用計画の策定（変更）には都道府県知事の同意が必要であり、地域の実情にあった土地利用を図ろうと計画を策定（変更）するが、開発可能となるまでに多大な時間を要し、時宜に応じた開発が困難となっているとともに、市の独自性を生かした施策が展開を図ることが困難となっている。
- 農地振興地域において、行政施設（市民センター）の建て替えに係る農用地区域からの除外事務について、地域住民の総意に基づき、市の総合計画事業として市内部の調整・意思決定がなされている施設に対し、県は形式的な法令解釈に拘泥し指導を行った。

具体的には、施設の各部屋ごとに必要面積の詳細な積算根拠を求められたり、市民センターという施設の性格から、候補地の範囲は絞られてしかるべきもの

を他の事案と同様に計画地区内全域を対象に候補地を選定し、各候補地が不適である理由を明示する必要がある等、地域の実情からかけ離れた指導を受けた。

その結果、何度も計画案の修正を余儀なくされ、担当者は20回近く県に出向かなければならなかった。更に、情報は県政総合センターを経由して本庁に伝わるため、知事の同意をとるまでに4ヶ月半の時間を要し、計画変更に必要な縦覧等の手続きを含めると、資料作成から計画変更に約7ヶ月もの時間を要することとなった。

非農業的土地利用が増大し、変更に係る事案も増加している中で、このように本手続きが完了するまでに相当長期間に渡ること、また、決定公告が終わるまで新たな案件について県と事前相談に入れないため大きな足かせとなっている。

- 農業振興地域整備計画の変更案を作成し都道府県と協議を行ったが、市が作成した農用地利用計画変更案に同意が得られなかったため、当初案を変更して再協議し同意を得て変更を完了した。

今回の変更においては、市は当地域の特性を踏まえ優良農地の確保とメリハリある土地利用を目指して農用地利用計画の変更案を作成したが、県の同意が得られなかったため市独自の施策が展開できなかった。

- 農振除外が必要な農地転用許可において、計画変更の案件が、県の同意を得て11条公告から12条公告（完了）を終えるまで約2ヶ月を要するが、この間、次の案件が進んでも2ヶ月ごとの処理となっているため、公告手続きがとれない。
- 農業振興地域除外が必要な農地転用許可について、協議時間（通常6ヶ月であるが案件により申請から1年を要したものもある。）と書類を大量に要するケースが多く、住民からも簡素化を要望する声が多く出されている。
- 地域の実情にあった土地利用を図るための農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の策定及び変更についての都道府県知事の同意手続きと農地転用許可事務では、実際には同じような審査等が行われており、無駄となっている。

都道府県による関与が廃止され、事務の簡素化が図られれば、全国一律の土地利用規制ではなく、地域住民の参画の下での有効な農地保全・農業振興、土地有効利用が可能となり、地域の個性、伝統、文化に基づいたまちづくりが可能となるとともに、迅速な対応が行えるようになるほか、企業進出等による地域の活性化・自主財源の増加に資することができる。

③ 関係法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条、第13条・第13条の2

④ 支障事例番号

38、100、136、137、138、139、140、141、199、
200

(4) 担い手の離農跡地整理に係る新規開田規制の緩和 [自治事務]

① 改革の方法

担い手の離農跡地整理に係る新規開田は、規制から除外する。

② 改革の理由

国の農業施策である「品目横断的経営安定対策」は、その事業目的・手段等から結果として、農地の集積及び農業者の規模拡大を促進することとなるが、一方で多くの離農者及び離農跡地を生み出す可能性を有している。

実際に離農が生じた場合、一般的には、周囲の担い手が当該跡地を引き受けることとなることが多い。

本来、規模拡大の効率性を追及する観点からは、跡地に残る古い住宅等を撤去し、周囲の畑や温床畑とともに田に転換（整形されたほ場の整備）することが必要であり、求められるところであるが、現状においては、これら跡地における開田整備については、農林水産省の通達により新規開田の規制対象となっている。

また、開田整備に併せて、担い手所有の納屋の拡張や温床畑の拡大等を行うことが経営効率を高めることになるものであるが、前段の開田整備が行えないため実際にはメリットが生じず、規模拡大の意義さえ薄らいでいる。

現下の厳しい農業情勢等にかんがみした場合、事業効率の向上やコスト削減等の追求は当然であり、農地の集積及び規模拡大等にあつて、離農跡地の適正整理が行えない状況となっている。

③ 関係法令等

「新規開田の抑制について（S44. 2. 10通達）」

「新規開田の抑制について（S45. 2. 19通達）」

「開田抑制措置について（S51. 1. 9通達）」

「開田抑制措置の周知徹底について（S51. 5. 10通達）」

④ 支障事例番号

39

2. 社会資本整備等関係

(1) 国・都道府県道の管理権限の市への移譲 [法定受託事務]

① 改革の方法

希望する市に対して、国・都道府県道の管理権限を十分な財源とともに移譲する。

② 改革の理由

国・都道府県道の管理は、原則として国もしくは都道府県が行っているが、国や都道府県が管理に必要な基準を作成することにより、統一した管理が可能である。

また、緑量を確保するなど、市域における環境整備のため、国・都道府県道についても市の一定の方針のもとに行いたい、管理主体が異なることから、現実にはできない。

管理権限が市に移譲されれば、国道、都道府県道及び市道の一体的で効率的な道路管理ができるようになるとともに、統一的な景観の実現や環境に配慮した道路とすることができる。

③ 関係法令等

道路法第13条、第15条、第16条、第17条

④ 支障事例番号

226、227、247、298

(2) 道路改良事業における交差点等整備基準の弾力化〔自治事務〕

① 改革の方法

道路改良事業の際の公安委員会協議において、交差点改良等を一律の基準に基づくことなく、地域の実情に応じたものとなるようにする。

② 改革の理由

市道の交差部分及びその付近の道路部分を改築する場合、当該地域を管轄する公安委員会の意見を聞かなければならないため、山間部の交通量の少ない交差点に不釣り合いな交差点となっている。

公安委員会では、意見を求められた際、事務取扱を行う都道府県の交通規制課と協議しているが、一般的には道路種別や交通量、設計速度、周辺状況にかかわらず、直角合流や車両の軌跡を重視するため、広い残地の発生や、左折車線、滞留帯等を設置することとなり、結果として山間部に不釣り合いで高コストの交差点となっている。

都道府県担当課としては、協議があれば型どおりの指導しかできないとのことであるが、そのために交通量の少ない市道の交差点であっても巨大の交差点となっており、地域の実情に即した対応が取れず、不必要な高コストの事業を実施させられている。

都道府県が柔軟な対応を行えば、無駄な公共事業の縮減を図ることができる。

③ 関係法令等

道路法第95条の2第1項

④ 支障事例番号

132

(3) 河川管理権限の市への移譲・財源措置 [法定受託事務]

① 改革の方法

希望する市に対して、一級河川、二級河川の管理権限を十分な財源とともに移譲する。

② 改革の理由

市民の生命と財産を守るとともに、河川の持つ特性を活かした良好なまちづくりを推進する上で河川管理は重要であることから、都道府県と移譲に向けた協議を行った経緯があったが、本来権限移譲とセットであるはずの財源措置が伴っておらず、これが権限移譲の阻害要因となり実現には至っていない。また、河川と関連する水防、砂防、ダムの管理権限の存在もあって、現行法体系上、河川を含めた一元的管理が困難な状態にある。

一級河川、二級河川の管理は、国もしくは都道府県が行っているが、国や都道府県が管理に必要な基準を作成することにより、統一した管理が可能であり、国・都道府県の出先機関の統廃合にもつながる。

③ 関係法令等

河川法第9条、第10条、第16条の3、第59条、第100条

河川法施行令第2条の2・3

水防法第3条

④ 支障事例番号

161、194、229

(4) 水道事業にかかる国の許認可の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

水道事業における認可等を廃止し、市の責任において実施できるようにする。

② 改革の理由

水道事業は、自らの責任と判断に基づき、運営していくべきものであるが、大規模事業体は依然として事業の開始・変更等について、厚生労働大臣の認可等が必要である。近年、人口の増加などの軽微な変更等は、厚生労働大臣への届出となり、簡素化されているが、需要量、事業規模、事業手法等について国の認可が必要となるため、効率的な事務執行や独自の施策展開が制限されている。

また、給水人口が5万人以下の水道事業など政令で定められた一定の要件を充たした水道事業にかかる水道法上の許認可事務は都道府県知事、これ以外の水道事業の許認可権限は厚生労働大臣となっており、その許認可協議に要する時間や経費の負担が大きく、法に基づく報告事項や各種調査等についても、複雑かつ緻密な回答を求められ、その処理に多大の時間を費やし業務遂行に支障を来している。

市の責任において実施できるようになれば、効率的な事務執行や独自の施策展開が

可能となる。

③ 関係法令等

水道法第6条第1項、第8条第1項第4号等

水道法施行令第14条

④ 支障事例番号

94、162

(5) 公営住宅の入居資格要件の枠組化 [自治事務]

① 改革の方法

公営住宅法を見直し、公営住宅の入居資格要件を枠組化し、実際の運用は各自治体の裁量によるものとする。

② 改革の理由

少子高齢化の進展等を踏まえ、真に住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を的確に供給するためとして、公営住宅法施行令の一部改正により、単身入居の資格を有する者の年齢を「50歳以上」から「60歳以上」に引き上げられたが、未婚者や中高年の離婚・死別、子供との世帯分離等の増加により、中高年の単身者が今後も増える傾向にある自治体においては、低廉な家賃の公営住宅への単身入居希望者が多く寄せられているが、これに対応できない状況となっている。

市の裁量により運用できるようになれば、多様化や増加する住宅困窮者の居住ニーズに的確に対応することができ、地域の実情を加味した運用ができるようになる。

③ 関係法令等

公営住宅法第23条、附則第15項

公営住宅法施行令第6条

④ 支障事例番号

34

3. その他

(1) 自家用有償旅客運送における運行管理に関する義務付けの廃止 [自治事務]

① 改革の方法

市域内のみで運行する自家用有償旅客運送（市運営有償運送、福祉有償運送、過疎地有償運送）の許可については、市の判断により行えるようにするとともに、運行管理体制については、最低基準ではなくガイドラインとする。

② 改革の理由

平成18年の道路運送法の改正によって、市町村が有償にて運営するバスにおいては、新たに創設された自家用自動車による有償旅客運送制度である道路運送法第78

条第2号の規定に位置づけられ、規則や通知によって運行管理・安全管理の基準が明確に定められるなど規制の強化が行われている。特に国土交通省自動車交通局長名による「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」において、運行管理責任者の常駐が義務付けられたが、特定非営利活動法人等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」は、その適用が弾力的に運用されている。

また、福祉有償運送においては、これまでの「許可制」を「登録制」に変更し、地域における福祉有償運送を一定程度容認することが法改正の趣旨であるにもかかわらず、運転手の要件等の登録条件を従前より厳格にするなど、NPO等による福祉有償運送を阻害する結果となっている。

これらが改められれば、地域の特殊性、地域交通の確保及び運行実態に合せた効率的な運行体制をとることが可能となり、委託費用の低減等コストの縮減を図ることができるとともに、NPO等による福祉有償運送の拡大を図ることができる。

③ 関係法令等

道路運送法第78条2号

道路運送法施行規則第49条第2号・第3号、第48条、第51条の9・16・17等

市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について

福祉有償運送の登録に関する処理方針について

地域公共交通会議に関する国土交通大臣としての考え方について

④ 支障事例番号

3、95

V 教育分野

1. 義務教育関係

(1) 県費負担教職員の人事権等の市への移譲 [自治事務]

① 改革の方法

広域的な人事交流等の仕組みを講じつつ、県費負担教職員の人事権を市に移譲する。また、必要な財源を市に移譲した上で、給与支払い権限を移譲する。

② 改革の理由

地域を愛する先生を育て、そうした先生から子どもたちを教育してもらいたいというのが市町村の願いである。教育の現場を預かる市町村が、教職員の採用、人事異動、懲戒免職等、教職員に関する完全な権限を行使できて初めて義務教育の責任を全うすることができる。

いまだに実現されていないが、平成 17 年 10 月に中教審が「中核市をはじめとする一定の自治体への人事権の移譲」について答申したことは記憶に新しいところである。

都道府県教育委員会に権限が集中する県費負担教職員制度や人事制度を廃止し、市に人事権と研修権、そして給与支払権限を付与し、市町村や学校の学校づくりに対応した人事の仕組みをつくるべきである。また、人事権と給与負担とは一体であるのが原則であることから、人件費に係る財源も移譲すべきである。

単独での人事権の受け入れが困難な市町村では、一部事務組合を組織するなどして、広域組織での人事権の受け入れを可能にすべきである。また、都市部と過疎地域での人材の偏在を解消するとともに、視野の広い人材の育成を図るため、人事権を有する市町村での人事交流の仕組みを確保すべきである。

県費負担教職員制度等に関する支障については、以下のものがある。

- 地域と密接な連携の中で特色ある学校づくりが望まれているが、市立小・中学校教職員の人事権が県にあり、教職員の市への帰属意識が低く、真に地域に根ざした学校づくりに大きな支障をきたしている。
- 市立小中学校等の教職員は、設置者たる市町村の職員である一方、人事権が県教育委員会にあるという現状は、責任と権限の不一致であり、教育現場の自主性・自律性を損ない、児童生徒や保護者を含む教育現場の評価に基く教職員の適切な処遇という点からも問題がある。
- 市立学校教職員のうち県費負担教職員については、任命権者及び人事権者は都道府県教育委員会である。当該教職員の服務監督権者は市町村教育委員会であるが、都道府県内市町村間で当該教職員の服務の扱いが異ならないよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 43 条第 4 項に規定する技術的基準を適用して、都道府県の定めに準ずる規定を制定しなければならない。

- 政令指定都市は、教職員の任命権は有しているが、その給与費は道府県の負担であるため、自主的・主体的な教育行政を実施する上で支障がある。
- 当市の市区町村立学校に勤務する県費負担教職員は、身分は当市の職員であるが、任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条により、都道府県にあるという「ねじれ」現象を生じている。

市区町村立学校の職員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条により、「この法律に特別の定がある場合」を除き、当該市区町村教育長の推薦により当該教育委員会が任命する。しかし「この法律に特別の定がある場合」として、前記第37条があることから、県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属するという特例規定が定められている。すなわち、県費負担教職員については、この第37条の特例規定がなければ、当該市区町村教育委員会が任命権を有することとなる。

具体的な支障事例としては、各学校や地域の実態に応じた柔軟な人員配置が困難（例：少人数学級編制、小学校の専科教員の配置、特色ある学校づくり等）、質の高い人材の確保や安定的な人事管理が困難、長期的な職員育成計画を立てにくいことがある。

- 指定都市では、任命権者と給与負担者が異なるという制度のねじれが支障となり、指定都市が主体的な人事施策を進めることができない。学校設置者であり、保護者や住民の意向を直接反映できる立場にある指定都市が給与負担も行うことによって、初めてその権限と責任の拡大につながる。
- 小中学校には県費負担の職員と市費負担の職員が混在し、給与負担者の違いが身分格差として扱われがちである。また、現在では県費負担教職員だけでは対応しきれない状況にあり、市費負担により様々な学校職員が配置されている実態もある。市が主体的かつ一体的な人事施策を進める上で、小中学校に勤務する職員の給与負担者を統一化することは重要である。
- 中核市では、県費負担教職員に対する研修権限は移譲されたものの、任命権が県に残されている。研修権限と任命権は一体のものであり、教職員の研修意識の高揚を図り、独自の研修を実施するうえでの障壁となっている。
- 小中学校などにおいて、教員免許をもたない、特別な知識や技能を有する社会人を指導者として招へいし、学習の充実を図るための特別非常勤講師制度がある。この特別非常勤講師を任命、雇用する場合は、あらかじめ教員免許の授与権者である県教育委員会へ届け出なければならないが、必要性は感じられない。
- 学校事務職員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、都道府県委員会に属している。また、給与、勤務時間その他の勤務条件は、地教行法により、都道府県条例で定められ、その事務内容が規則で規定

されている。しかし、現状では、学校事務職員は市町村の学校に勤務しており、事務内容についても県と市町村の事務が複合し効率的な事務執行の阻害要因となっている。

市に人事権等が移譲されれば、人事権と給与負担の一元化による主体的かつ一体的な人事施策の推進、各学校や地域の実態に応じた柔軟な人事配置、教職員の市への帰属意識の醸成等を図ることができる。また、教職員の意識の醸成をもとに地域とのさらなる繋がりや地域の子どもの関わりにも深まりが期待できる。

③ 関係法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第38条、第40条、第42条、第43条

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律第4条

第8次公立義務教育諸学校教職員定数改革計画

市町村立学校職員給与負担法第1条

教育公務員特例法第21条

義務教育費国庫負担法第2条

教育職員免許法第3条の2

市町村立学校事務職員等の職の設置基準に関する規則（平成12年3月22日〇〇県教育委員会規則第6号）

④ 支障事例番号

71、73、142、168、169、201、202、203、204、205、206、207、209、210、250、251、252、304、341

(2) 義務教育諸学校の学級編制に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲〔自治事務〕

① 改革の方法

学級編制に係る都道府県の関与を廃止するとともに、教職員定数権及び教職員人事権移譲後の給与支払い権限を市に移譲する。

② 改革の理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条では、学級の児童または生徒数の基準は、国の数を標準として県が定めることとされている。また、同法第4条には、学級編制は県の基準に従い、市町村教育委員会が行うとされているが、同法第5条には、学級編制について、あらかじめ県教育委員会と協議、同意を得なければならないと規定されている。

学級編制の権利は市町村にあるといいながら、学級編制は常に県の指導・支配下で行われているのが現状であり、市の学級編制基準のもと、学校の実態に合う柔軟的な学級編制ができない。

加配職員の増配置、非常勤講師配置については、都道府県から示される教職員定数改善計画による加配数を踏まえて決められる。それが決まるまでの期間が限られた中での作業となり、市町村からの計画書や報告書の提出が増え、他の業務に影響を与えている。

さらに、4月1日の生徒数で学級数がスタートするが、県によっては、規定により5月1日の生徒数による基準学級数制度になっているために、再学級編制を余儀なくされる場合がある。

学級編制に係る関与が廃止され、教職員定数権が移譲されれば、事務の効率化・省力化が図られるとともに、地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員の配置を速やかに行うことができる。

③ 関係法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条、
第4条第5条、第6条から第18条まで
市町村立学校職員給与負担法
地方教育行政の組織及び運営に関する法律

④ 支障事例番号

72、143、170、171、172、211、212

2. その他

(1) 教育委員会の必置規制の廃止〔自治事務〕

① 改革の方法

市における教育行政の実施については、教育委員会を設置するか、市長の全面的な責任の下で行うかは、地方自治体が選択可能な制度とする。

② 改革の理由

地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体は教育委員会を設置しなければならないが、教育委員会の設置のあり方については、国の示す方針に従う縦割りの集中的関与型となっており、合議制による責任の曖昧さ、教育現場における実情に即した迅速かつ柔軟な取組みの不足等、多くの指摘や議論がなされている。

教育委員会単独では解決できない問題が増加する中、真に住民の代表たる市長が教育行政を市の総合戦略の一環としてとらえ、あらゆる組織や人材を動員して諸問題の解決に立ち向かうことが求められているが、現状では教育委員会の設置が義務付けられており、市長が責任を持ってリーダーシップを発揮することができない。

また、中央教育審議会等での議論を経て、文部科学大臣への教育委員会に対する是正勧告・指示権の付与を盛り込んだ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたが、このような国の教育委員会に対する関与の強化は、

地方分権を後退させるものである。

その他にも、公民館・図書館等における社会教育は教育委員会の業務に位置付けられ、市長部局は必要な資料の提供等にとどまる。しかし、読書活動の推進などを通じた子育て支援策の展開、地域活動などの拠点として公民館に求められる役割の増加、三世代交流としての社会教育の充実など、教育委員会の所管にとどまらない施策が増え、市長部局に組織を設置し、業務を進めようとしているが、執行にあたって両者の法的規制があるなど、事務執行上の支障が生じることが懸念される。

教育委員会の設置が選択制となれば、教育行政を自治体の規模や地域の実情に合せ、住民により身近なものとし、教育を含む市全体の施策がさらに統一かつ効率的に行うことができるよう、住民とともに考えて主体的に選択できるようになる。

③ 関係法令等

地方自治法第180条の5

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条、第3条、第5条、第23条、第24条、附則第8条等

社会教育法 第3条、第5条、第7条、第8条

図書館法 第13条、第15条

スポーツ振興法 第19条

④ 支障事例番号

41、42、43、44、101、102、103、167

(2) 青少年指導員の都道府県の委嘱権限の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

青少年指導員の都道府県の委嘱権限を廃止する。

② 改革の理由

青少年指導員は、県と市から委嘱を受けており、併任委嘱となっている。指導員の報酬等の事業費は市費で対応している。県は県内市町村の連絡協議会等の開催など、連絡調整事務を行っているだけであり、指導員の委嘱事務は二重事務といえる。

都道府県の委嘱権限が廃止され、市に一元化されれば、二重行政が解消され、青少年指導員の委嘱事務の効率化を図ることができる。

③ 関係法令等

〇〇市青少年指導員設置規則

〇〇県青少年指導員要綱

④ 支障事例番号

254

(3) 高等学校の進学区域の廃止〔自治事務〕

① 改革の方法

都道府県による高等学校の進学区域を廃止する。

② 改革の理由

平成13年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、公立高等学校の進学区域に係る規定が削除され、今後における公立高等学校の進学区域の設定については、各教育委員会の判断に委ねることとされた。

児童・生徒の学力向上のために各種施策等を講じているところであるが、本県ではいまだに高校受験の際に「学区」という縛りがあり、高校進学を選択幅が狭くなるのが現実である。

学区が廃止されれば、生徒が入学を希望する高等学校の選択肢が広がり、教育理念など、その高等学校の特色を考慮したうえで選択し、進学することが可能となる。

③ 関係法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成13年8月29日付け文部科学事務次官通知)

〇〇県立高等学校の進学区域に関する規則

④ 支障事例番号

75

(4) 教育等に係る国庫補助金・交付金制度の廃止

① 改革の方法

必要な財源を市に移譲した上で、国庫補助金・交付金を廃止する。

② 改革の理由

国庫補助金・交付金について、以下の支障事例がある。

- 公立幼稚園を民間保育所に衣替えするにあたって、文部科学省から建設費補助金の返還を命ぜられた。保育所待機児童ゼロに向けた市の取り組みに対し、省庁の縦割りのために多額の負担を強いられた。
- 公立学校施設の整備に係る国庫負担金等を受ける際には、文部科学大臣に認定申請書を提出することになっているが、指定都市においても県教育委員会を経由して行わなければならない。
- 現在の補助制度は、義務教育諸学校施設費国庫負担法により国の負担が規定されている。その規定が、新築・増築、危険建物等基準が厳格に定められており、市町村の事務手続が煩雑になっている。

具体的には、申請書の提出書類が、認定申請書・学校別表・関係書類確認調書・施設台帳・設計図面・求積表・耐力度調査票・児童、生徒数推計資料など

提出資料が多く事務が煩雑化している。

- 文化財関係の補助金で歴史的な城跡等を購入したが、他目的活用がほとんど認められず、地域住民から不信感を強くされている。跡地を公園化したり、市民が親しみを持って訪れることのできる整備であれば、市町村を信頼して活用を任せるべき。
- 小中学校の耐震診断・工事を最優先課題として、積極的に事業に取り組んできたところ、平成18年度から文部科学省によって耐震補強を始めとする学校施設の整備が交付金化されたが、同省が市町村の財政支出能力を超えた交付金を予算計上した結果、交付金に余剰があるということで前倒し執行の要請があり、本市事業計画の大幅な変更と補正予算措置を余儀なくされた。

国の予算に余剰が生じたことを理由に予算化を強いられることは、年度ごとの財政負担を平準化しようとしている市町村にとって大きな支障となる。

市に対して必要な財源を移譲した上で、国庫補助金・交付金が廃止されれば、大幅な事務の簡素化が図られ、効率的な行政運営を図ることができるようになるとともに、適正な施設配置・再編に係る転用、市民の意向に基づいた施設の有効利用が可能となる。

③ 関係法令等

安全・安心な学校づくり交付金交付要綱

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、同施行令、同施行規則

公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目その他関係法令等

義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条

平成17年度公立学校施設整備費国庫負担事業認定申請の提出について（平成17年4月1日付17文科施第2号大臣官房文教施設企画部長通知）

史跡等購入費国庫補助要綱

④ 支障事例番号

105、253、305、306、309、311

VI その他

(1) 国の地方支分部局等の整理

① 改革の方法

国の地方支分部局、都道府県の出先機関を整理し、効率的な行政体制を確立する。

② 改革の理由

市が大規模公共工事を行う場合、補助申請時などに膨大な資料・データ等を国の本省や出先機関などに複数提出を求められることや、竣工後も同様の検査・チェック等が行われるなど、非効率・非合理的である。

国の地方支分部局、都道府県の出先機関が整理されれば、国の二重行政・二重監督を廃止することができ、国・地方双方で事務の効率化を図ることができる。

③ 関係法令等

④ 支障事例番号

225

(2) 自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与〔自治事務〕

① 改革の方法

市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。

② 改革理由

災害発生時の自衛隊に対する派遣要請は、その性質上緊急を要するが、現状では市町村長の派遣要請に基づき知事が防衛大臣に対して要請を行うことになっている。

市町村長が災害派遣要請を必要と判断し、県に要請をした場合、県がその要請を否とすることは現実的に考えられず、二段階の要請手続きは不必要である。また、要請事由についても、県と自衛隊間では詳細がつかめない恐れがある。

平成7年の災害対策基本法改正により、市町村長は防衛大臣等に災害状況を通知し、大臣等の判断で派遣できることとされたが、市長に、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大災害発生時の派遣要請を円滑なものとし、住民の生命を守るための救助作業など迅速な対応を図ることができる。

③ 関係法令等

災害対策基本法第68条、第68条の2

自衛隊法第83条

④ 支障事例番号

213、214、215

(3) 公営企業管理者権限の副市長への委任等の可能化 [自治事務]

① 改革の方法

公営企業管理者権限の副市長への委任、及び副市長の関与を可能とする。

② 改革の理由

地方公共団体の所管する行政分野や事務・事業は大幅に拡大しており、また、地方分権により役割と責任が拡大していることから、組織運営面での自主性・自立性の一層の拡大を図りつつ、マネジメント機能強化を図ることが必要となっている。

しかし、現行制度下では、公営企業管理者権限の副市長への委任はできないこととなっている。

また、公営企業管理者は長の補助機関でありながら、企業という地方公共団体の事務の一分野についての執行権を、法律によって直接付与されていることから、実質上教育委員会等の独立の執行機関にほぼ匹敵する地位に立ち、地方公共団体の組織のうち極めて特殊な性格を有しているとされていることから、現行の組織では、市長直属の位置づけがなされており、副市長の関与はできないことされている。

公営企業管理者権限を副市長に委任等することが可能となれば、地方公共団体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築するための施策の一環として、機動的な公営企業の経営に資することができる。

③ 関係法令等

地方公営企業法第7条、第8条第2項、第13条第2項

地方自治法第152条、第166条

④ 支障事例番号

49

(4) 独居老人等の死亡届出資格者の範囲拡大 [法定受託事務]

① 改革の方法

親族がない独居老人等の死亡届出の資格者の範囲を、福祉事務所長や民生委員等にも拡大する。

② 改革理由

死亡届の届出人は、戸籍法第87条に規定されているが、独居老人等が死亡した場合、届出資格者の範囲に該当者がいない、あるいは、届出人になることを拒否される事例がある。

こうした場合、届出資格者以外からの申出に基づいて管轄法務局長に死亡の職権記載をするための許可申請を行うが、多くの時間と労力を要する。

なお、平成19年4月に成立した戸籍法の改正において、後見人・保佐人等についても届出資格を認めることとされたが、独居老人等の多くは後見人を選任しておらず、範囲拡大は不十分である。

福祉事務所長や民生委員等も届出ができるよう資格者の範囲が拡大されれば、事務処理の円滑化を図ることができる。

③ 関係法令等

戸籍法第87条

④ 支障事例番号

55

(5) 外国人の身分関係等に係る実態調査権限の付与等 [法定受託事務]

① 改革の方法

在留外国人の身分関係に係る実態調査権限を市長に付与する。

② 改革の理由

外国人登録法第15条の2は、申請の内容について事実を疑うに足りる相当な理由がある時は、職員に事実の調査をさせることができると規定している。しかし、その場合も、登録後は、当該外国人に出頭を求めることはできても、居住の実態を調査できる明確な規定がなく、不自然な外国人登録申請があっても実態調査はできない。

外国人登録法第15条は、申請、登録証明書の受領若しくは提出は本人の出頭を義務づけており、代理に行うことができるのは同居の家族等に限定している。このため、疾病等により来庁できない単身者などは、例えば登録申請を実質的には行えず、結果、外国人登録証に正しい情報が反映されていない状態が続く。

外国人登録事務に当たって疑義が生じた場合等は、市区町村では判断せず、すべからず入国管理局に問い合わせ、その判断・指示に従うこととなっている。

外国人登録事務は、地方分権一括法の施行により法定受託事務とされたはずである。しかし、地方公共団体の裁量の余地は極めて少なく、機関委任事務時代とほとんど変わらないのが実態であり、市町村における円滑な外国人登録事務及び行政サービスに支障を生じている。

実態調査権限等を付与し、再入国許可期間中の出入国情報を開示することにより、在留外国人の居住関係及び身分関係の明確化等の事務処理の円滑化を図ることができる。

③ 関係法令等

外国人登録法第4条の2、第15条、第15条の2、第16条の2

閉鎖登録原票等の回収について（通知）[平成18年4月18日付け法務省管登第5648号 法務省入国管理局登録管理官名通知]

④ 支障事例番号

56

(6) 知事に対する条例の制定・改廃等の報告・届出の廃止〔自治事務〕

① 改革の方法

知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告義務を廃止する。

また、各種定例報告については、内容の簡素化を図るとともに、真に必要な報告に限る。

② 改革の理由

地方自治法第252条の17の11の規定により、同法第3条第3項の条例（地方公共団体の名称を変更する条例）を除いて、市町村が条例を制定し、又は改廃したときは知事に報告しなければならない。また、予算及び決算についても知事に報告しなければならないが、報告を受けても県は事実上活用していない。

また、同法第158条第1項は、市長の直近下位の内部組織の設置及び分掌する事務については条例で定めるものとし、同条第3項は、当該条例を制定し、又は改廃したときは、その要旨等を知事に届けなければならないとしている。

同法第245条の4第1項は、市町村の事務について、知事が助言若しくは勧告をし、又は助言若しくは勧告をするため若しくは事務の適正な処理に関する情報を提供するため、市町村に対し必要な資料の提出を求めることができるとしており、必要であればこの規定により市町村に資料の提出を求めればよく、一律に報告を義務づける必要はない。

その他にも、社会福祉統計月報、公共事業施行状況調査など、各分野で県への月例報告等の定例報告があり、報告書作成に職員が忙殺され、どのように活用されているか理解できないものもある。

さらに、児童手当の補助金申請等については、WISH ネットワーク利用により市町村から国への直接連絡となっているが、同時に都道府県へ書面で報告しなければならないため、二度手間となっている。

報告又は届出の義務の廃止及び真に必要な報告内容に整理することにより、報告事務の減量が行われることとなれば、事務の大幅な簡素化、事務負担の軽減が図られ、報告書作成に費やしていた多くの時間と労力を市民へのサービス提供に向けることが可能となり、より個性豊かな地域社会の実現を図る施策を行うことができる。

③ 関係法令等

地方自治法第158条、第219条、第233条、第252条の17の11

④ 支障事例番号

76、77、78、79、80、81、144、145、327

(7) 国、都道府県の調査の一本化等

① 改革の方法

重複する国や都道府県が実施する調査の一本化を図るとともに、不要な調査を廃止

する。

② 改革の理由

総務省の「地方財政状況調査」「当初予算に関する調」、財務省の「普通会計財政状況調査」に関して、前年度決算と今年度当初予算を、県を經由して総務省に回答しているが、同内容で財務省からも調査照会がある。

また、総務省の「9月補正予算にかかる調査」「普通会計予算額等に関する調査」に関しては、どちらもほぼ同要件での照会であり、「普通会計予算額等に関する調査」については地方財政白書の作成資料としての照会となる。

さらに、総務省の「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査」と県土木部の「公共事業施行対策〇〇協議会資料」は、どちらも毎四半期の普通建設事業に係る事業費・契約額・執行額などに関する照会である。

この他にも、年度末から翌年度当初にかけて、下水道に関する同じような内容の調査・照会が多数集中するため、これに多くの労力・時間を奪われ、市民サービスや通常業務の妨げとなっている。また、これらの中には、毎年実施されてはいるものの、目的が不明確な調査や、結果が市にフィードバックされない調査も少なくない。

調査の一本化及び情報の共有化が図られれば、大幅な事務の簡素化、事務負担の軽減が図られ、市において本来の務めである住民サービスの向上を図ることが可能となる。

③ 関係法令等

地方自治法第245条の4

④ 支障事例番号

134、236、257

(8) 国庫補助金を受けて整備した施設の財産処分の要件緩和 [自治事務]

① 改革の方法

実態に合わせた処分期限の短縮、処分手続の簡素化を図るとともに、転用に係る用途制限を廃止する。

② 改革の理由

国庫補助金を受けて整備した施設の転用、廃止等を行う場合、補助金適正化法等で遡り規定や転用の用途限定の規定があり、また、相応の補助金返還が規定されており、施設の有効活用を阻害している。また、施設の処分手続きに相当の期間を必要としているのが実態である。

また、過去に国庫補助により建設した施設の機能が別の施設へと吸収され、市全体における各公共施設の配置状況や周辺住民の要望を勘案して、別の施設としての活用案を検討したが、①耐用年数とは関係なく補助金を返還しなければならないこと、②代替施設が単独市費で整備されなければならないこと、③転用する施設が限られてい

ることなどの理由により、地域の实情にあった活用がなされないまま、別の施設建設という形で計画することを余儀なくされた。少子高齢化、安全で安心なまちづくりの観点など、時代の変化や市民ニーズの多様化により、数十年前に建設された施設が、永久にその場所で、その機能のまま必要とされることは稀である。

さらに、市町村合併が進む中、公共施設の統廃合の計画が各市町村で策定されている。学校や保育園などの場合、国庫補助を受けて整備した施設が多くあり、解体や目的外使用の場合、その残存価格分の補助金返還義務が生じることが、統廃合が進まない理由ともなっている。公共施設の統廃合は、市民サービスの低下を招かない範囲で進める必要があるが、各市町村の行政改革の目玉でもある。

また、小規模離島については、その狭小性や財政力の弱さから、類似した複数の事業を実施することは無理である。離島の特殊性を考慮し、補助事業により建設、整備された施設を弾力的に使用できるよう、離島振興法などの改正により施設を多目的に使用することによって、限られた土地と財源を有効に活用することが可能となる。

財産処分の要件が緩和等されれば、社会経済の変化への対応や市民ニーズに的確に対応することができるようになるとともに、老朽施設の放置による地域住民への危険性の増大と防犯上の問題発生を防ぐことができるようになる。

③ 関係法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条、同施行令第13条、第14条

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正）

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要綱

④ 支障事例番号

110、111、290、301、308、317、318、319、312、320、321

(9) 協調補助制度の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

必要財源を市に移譲した上で協調補助制度を廃止し、市の判断により地域組織活動に対するバックアップを行えるようにする。

② 改革の理由

児童環境づくり基盤整備事業（地域組織活動育成事業）は、地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、当該活動に係る経費を、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ（指定都市・中核市は3分の2）負担することとされている「協調補助制度」であるが、都道府県が個別事情等により協調補助を廃止した場合、連動して国の補助からも対象外とされてしまい、結果として、地域住民に対する十分なサポ

ートが確保されない状況となってしまう。

必要な財源を移譲した上で協調補助金が廃止されれば、市の判断により地域組織活動に対するバックアップができるようになる。

③ 関係法令等

地域組織活動育成事業等補助要綱 等

④ 支障事例番号

220

(10) 国からの交付金の市への直接交付の実施等 [自治事務]

① 改革の方法

障害者自立支援対策臨時特例交付金等、都道府県経由の国交付金の交付を、都道府県を通さずに市に直接行うとともに、その使途に係る詳細な規定を廃止する。

② 改革の理由

障害者自立支援対策臨時特例交付金は、都道府県が国から交付金を受け入れ基金化を行った上で、市町村に配分する仕組みとなっているとともに、事業の実施に係る詳細な内容が国から示されるが、これが示されるのが遅いため、市による速やかな特別対策の実施に支障が生じている。

住民生活に密着した交付金は、使途をできる限り自由度の高いものとした上で、住民ニーズを熟知する市に直接交付とすれば、市による速やかな事業の実施が可能となる。

③ 関係法令等

④ 支障事例番号

329

(11) 国の交付金の使途制限等の廃止 [自治事務]

① 改革の方法

交付金の使途に関する詳細な制限等を廃止し、市の判断に任せる。

② 改革の理由

○ 交通安全対策特別交付金においては、交付金ではあるものの特定財源であり、使途に細かい制約がある。補助金と違い、歳出の裏付けがあつての交付額ではないため、使途に詳細な限定があると機動的な活用が難しくなり、不都合を生じさせている。

○ 電源立地地域対策交付金等においては、交付金（電力移出県交付金）により老朽化した公共施設を解体し、新たに地域活性化事業に資する施設を建設しようとした際、要綱等に明確な規定がないにも関わらず、同様の施設を建設する以外は、解体費用は交付金対象外とされている。

また、交付金事業として公共施設建設にあたり、完成まで複数年にわたる事業については、事前の整備計画の承認が必要であるにもかかわらず、債務負担行為として交付決定されず、単年度施行分についてのみ交付決定を行なうこととされている。さらに、工期が複数年に渡る事業について、債務負担行為として交付決定がなされないにも関わらず、事業着手が4月からみとめられていない。

- 特定防衛施設周辺整備調整交付金は、公共用の施設の整備を行うため、対象施設を定めているものの、交付額の総額を交付決定した後で、充当する施設整備費用を制限している。対象施設の整備の費用に充てるものであっても、市町村の責任において処理することができない。

使途制限がなくなれば、各地域のニーズに基づく機動的な交通安全対策や施設等の適切な整備が可能となり、国・都道府県の出先機関の統廃合にもつながる。

③ 関係法令等

交通安全対策特別交付金等に関する政令
電源立地地域対策交付金交付規則
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

④ 支障事例番号

300、302、303

(12) 公営企業借換債の要件の緩和 [自治事務]

① 改革の方法

公営企業借換債の要件を緩和する。

② 改革の理由

現行の地方債の借換要件は「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」「合併新法に基づく更なる市町村合併」「行政改革推進法に基づく地方財政の健全化、徹底した総人件費の削減を盛り込んだ財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し行政改革・経営改革を行う地方公共団体、地方公営企業」等と条件設定されている。

しかし、合併していない市町村は、行政改革・経営改革に努力しているにもかかわらず、借換えの要件を満たさないばかりに、厳しい財政運営の下、公債費の増加を強いられているのが現状である。

例えば、下水道事業債は、高い利率の時期に借り入れた資金残高から生じる利子負担が下水道事業経営を大きく圧迫している。また、現在の地方債借換え要件は「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」と非常に厳しいことから、公債費負担が地方財政を圧迫している。

要件が緩和されれば、借換えの円滑化と高金利時代の公債費の負担軽減が図られ、公営企業の経営改善に資するとともに、住民にとっても利用料金の安定化等に資することができる。

- ③ 関係法令等
公営企業借換え債の取扱について（総務省通達）
財政融資資金・簡保資金の補償金なし繰上げ償還について
- ④ 支障事例番号
54、112

(13) 法定外税の新設等に係る総務大臣協議等の廃止 [自治事務]

- ① 改革の方法
法定外税の新設等の際の総務大臣との協議・同意を廃止する。
- ② 改革の理由
法定外税の新設・変更をしようとする場合は、あらかじめ総務大臣と協議し、その同意を得る必要がある。
大臣協議・同意が廃止されれば、市自らの責任と判断に基づいて財政基盤の強化を図ることができ、地域における住民サービスの向上を図ることが可能となる。
- ③ 関係法令等
地方税法669条、731条
- ④ 支障事例番号
109

－ 分類表 －

I 福祉分野	ページ	自治 事務	法定受 託事務	権限 移譲	関与	義務・ 枠付け	その他
1. 老人福祉等関係							
(1) 地域包括支援センターの設置基準等の枠組化	1	○				○	
(2) 地域支援事業の実施内容の義務付け等の廃止	1	○				○	
(3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可権限の移譲	2	○		○			
2. 児童福祉関係							
(1) 幼稚園と保育所の一元化	2	○				○	
(2) 保育所設備の最低基準の枠組化	4	○				○	
(3) 児童福祉施設設置の認可権限の移譲	4	○		○			
(4) 要保護児童対策に係る権限の移譲	5	○		○			
(5) 放課後子どもプラン推進事業の国における体制の一元化、補助金の廃止	5	○				○	○
(6) 児童福祉に関する交付金の廃止	6	○				○	○
3. 障害者福祉関係							
(1) 身体障害者手帳の交付等事務の移譲	6	○		○			
(2) 障害者自立支援医療事務の統一	7		○	○			
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等権限の一元化	8	○		○			
(4) 福祉関係施設の役務提供の随意契約の自由化	8	○				○	
4. 社会保険・生活保護関係							
(1) 医療保険制度の一本化	9	○		○		○	
(2) 国民健康保険特別調整交付金・都道府県調整交付金の廃止等	10	○			○		
(3) 生活保護の全額国庫負担化	11		○			○	
5. その他							
(1) 民生委員・児童委員の委嘱権限の移譲	11	○		○			
(2) 福祉事務所必置規制の撤廃	12	○				○	
(3) 保健所設置要件の緩和	12		○		○	○	
(4) 病院の開設・変更等の許可権限の移譲	12	○		○			
(5) 福祉施設整備等に係る国・都道府県補助金の廃止	13	○					○

II 環境分野

	ページ	自治 事務	法定受 託事務	権限 移譲	関与	義務・ 枠付け	その他
1. 環境保全等関係							
(1) 調和のとれた一体性のある地域整備のための権限の移譲	14	○		○			
(2) 環境影響評価法に基づく主務大臣及び事業者等への意見提出権限の付与	14		○	○			
(3) 旅館業等に係る衛生措置の基準制定権限の移譲	15	○		○			
2. 廃棄物対策等関係							
(1) 循環型社会形成推進交付金の廃止	16	○			○		○
(2) 市設置納骨堂等の設置・廃止許可権限の移譲	16	○		○			

III 産業分野

1. 農林水産業関係

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の都道府県同意の廃止	18	○			○		
(2) 農業委員会の選挙区の設定要件の緩和	18	○				○	
(3) 産業振興に係る補助金の廃止	19	○		○		○	○

2. その他

(1) 都道府県による中小企業融資制度資金における市保証料負担の廃止	19	○				○	
(2) 砂利採取の許認可権限の移譲	20			○			

IV まちづくり分野

1. 土地利用関係

(1) 都市計画決定権限の包括的移譲	21	○		○	○	○	
(2) 農地転用許可権限の市への移譲・自治事務化	23	△	○	○	○	○	
(3) 農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等	25	○			○	○	
(4) 担い手の離農跡地整理に係る新規開田規制の緩和	27	○			○		

2. 社会資本整備等関係

(1) 国・都道府県道の管理権限の市への移譲	27		○	○			○
(2) 道路改良事業における交差点等整備基準の弾力化	28	○			○	○	
(3) 河川管理権限の市への移譲・財源措置	29		○	○			○
(4) 水道事業にかかる国の許認可の廃止	29	○			○		
(5) 公営住宅の入居資格要件の枠組化	30	○				○	

3. その他

(1) 自家用有償旅客運送における運行管理に関する義務付けの廃止	30	○				○	
----------------------------------	----	---	--	--	--	---	--

V 教育分野

1. 義務教育関係

	ページ	自治 事務	法定受 託事務	権限 移譲	関与	義務・ 枠付け	その他
(1) 県費負担教職員の人事権等の市への移譲	32	○		○	○	○	○
(2) 義務教育諸学校の学級編制に対する関与の 廃止、教職員定数権の市への移譲	34	○		○	○	○	○

2. その他

(1) 教育委員会の必置規制の廃止	35	○			○	○	
(2) 青少年指導員の都道府県の委嘱権限の廃 止	36	○		○			
(3) 高等学校の進学区域の廃止	37	○				○	
(4) 教育等に係る国庫補助金・交付金制度の廃 止	37					○	○

VI その他

(1) 国の地方支分部局等の整理	39						○
(2) 自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	39	○		○			
(3) 公営企業管理者権限の副市長への委任等 の可能化	40	○				○	
(4) 独居老人等の死亡届出資格者の範囲拡大	40		○				○
(5) 外国人の身分関係等に係る実態調査権限の 付与等	41		○	○			
(6) 知事に対する条例の制定・改廃等の報告・届 出の廃止	42	○				○	
(7) 国、都道府県の調査の一本化等	42					○	
(8) 国庫補助金を受けて整備した施設の財産処 分の要件緩和	43	○				○	○
(9) 協調補助制度の廃止	44	○				○	○
(10) 国からの交付金の市への直接交付の実施等	45	○				○	○
(11) 国の交付金の使途制限等の廃止	45	○				○	○
(12) 公営企業借換債の要件の緩和	46	○				○	○
(13) 法定外税の新設等に係る総務大臣協議等の 廃止	47	○			○		